

## 「ふじのくに気候変動適応アクションカード」貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、「ふじのくに気候変動適応アクションカード」(以下「適応カード」という。)を貸し出す場合の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(借用申請等)

第2条 「適応カード」の貸出しを希望する者は、あらかじめ使用予定日の1週間前までに、静岡県気候変動適応センター(以下「適応センター」という。)あて電話又はメールで「適応カード」の予約状況について確認する。

2 確認後、予約が可能である場合は、「ふじのくに気候変動適応アクションカード」借用申請書(様式第1号)をメール又はFAX等により静岡県気候変動適応センター長(以下「適応センター長」という。)に提出する。

(貸出承認)

第3条 適応センター長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、「適応カード」の貸出しを承認するものとする。

- (1) 営利団体等が自己の利益を図ることを主たる目的とするとき。
- (2) 法令、公序良俗に反すると認められるとき。
- (3) その他適応センター長が「適応カード」の貸出しについて不相当と認めるとき。

(貸出手続等)

第4条 貸出しの承認を受けた者(以下「借用者」という。)は、原則として、適応センターに来所し、「ふじのくに気候変動適応アクションカード」借用証(様式第2号)を提出の上、「適応カード」を受領するものとする。

2 遠距離等により来所できないやむを得ない事情がある場合は、宅配便等により「適応カード」を受領することができる。ただし、その際の送付又は返却に係る費用は、借用者の負担とし、借用証をメール又はFAX等により適応センターへ提出するものとする。

3 借用期間は、原則として10日以内とする。なお、宅配便等により適応カードを送付・返却する場合は、送付・返却に要する期間も借用期間に含まれるものとする。

4 やむを得ない事情により期間の延長を希望する場合には、適応センターまで申し出るとともに、「ふじのくに気候変動適応アクションカード」貸出承認内容変更申請書(様式第3号)を提出するものとする。

5 1申請当たり貸出し可能な「適応カード」の数量は、原則として10個までとする。

(転貸等の禁止)

第5条 借用者は、「適応カード」を第三者に転貸してはならない。

(毀損等)

第6条 借用者が「適応カード」を毀損又は紛失したときは、速やかに適応センター長に届けなければならない。

2 前項の場合において、適応センター長がその責を問わないと認めた場合を除き、借用者はその賠償の責を負うものとする。

(貸出承認の取消し)

第7条 適応センター長は、「適応カード」の使用が、この要領及び貸出承認の内容に違反していると認められるときは、その貸出承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日以降、速やかに「適応カード」を返却しなければならない。

3 前2項により損害が生じた場合は、借用者の責任において処理しなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、「適応カード」の貸出しについて必要な事項は、適応センター長が別に定める。

様式第1号（第2条関係）

「ふじのくに気候変動適応アクションカード」借用申請書

年 月 日

静岡県気候変動適応センター長 様

申請者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名）

下記のとおり、借用したいので申請します。

記

- 1 品 名 ふじのくに気候変動適応アクションカード
- 2 借用数量 個
- 3 借用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 使用目的
- 5 使用場所
- 6 連絡先（担当者、電話番号等）

様式第2号（第4条関係）

「ふじのくに気候変動適応アクションカード」借用証

「ふじのくに気候変動適応アクションカード」 個

上記の物品一式を以下の条件で借用いたします。

- 1 借用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 借用及び返却時に内容物をよく確認すること。
- 3 使用時は感染症対策を徹底すること。
- 4 使用後は各カードをアルコールで簡易消毒し、乾燥後ケースに収めて返却すること。

年 月 日

申請者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名）

担当者 氏 名

様式第3号（第4条関係）

「ふじのくに気候変動適応アクションカード」

貸出承認内容変更申請書

年 月 日

静岡県気候変動適応センター長 様

申請者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名）

「適応カード」の貸出内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

※変更する承認内容の項目の変更前と変更後を記入すること。

## 適応センター長が不相当と認めるとき

貸出要領第3条第3号に定める「適応センター長が不相当と認めるとき」とは、借用者が以前に「適応カード」を借用した際に、次のいずれかに該当している場合をいう。

- 1 「適応カード」を要領第3条(1)又は(2)に該当する用途で使用していたと認められるとき。
- 2 要領第5条に違反する行為を行っていたと認められるとき。
- 3 返却に係る送料を負担していなかったと認められるとき。
- 4 適応センターに無断で複数回にわたり借受期間内での返却を怠ったと認められるとき。
- 5 「適応カード」を毀損又は紛失したにもかかわらず、賠償の責を負わなかったと認められるとき。
- 6 第7条の規定により貸出承認を取り消されていたことがあると認められるとき。